

〔史料紹介〕「日記」

撰津国西成郡禰島村納庄屋蔭山保之助の江戸廻米道中記

池田治司

【釈文】

(表紙)

安政五年十一月
日記
蔭山

初

十一月九日吉日二付同日夜五ツ時八軒や境源出船

十日暁^(夜)牧方打通り、九ツ時伏見着、津の国屋昼飯、暮前大津着之処矢

橋舟西順風二而西明り之内二草津着、柏原十右衛門泊、其夜五ツ過より西風強、雪少し降

十一日草津問屋方貫目改数口相湊候故遅刻相成、暁出立、水口昼飯、土山大黒屋長兵衛泊、土山今坂の下近之間二猪鼻花屋と申所あり、此所迄近江国、是今伊勢国也

十二日朝七ツ時立、西風小雪チラ／＼降、龜山松屋昼飯、暮前四日市着、帯屋七郎右衛門泊

十三日上天気、朝七ツ時立、日之出桑名京屋小三郎着、尤十日夜草津今坂之下辺者雪雀の足袋ヲ隠ス程なれど、桑名辺八凡疋尺斗り積り候、同人方二而支度、四ツ半比忒番船二而出帆、西風緩ク日の入二宮

着、紀の国や易右衛門泊、但此海伊勢・尾張の境也

十四日朝七ツ時立、曇り、折々時雨スル、五ツ前鳴身(海)、此間二阿野村・堺川あり、尾張・参河の境也、池鯉鮒山形屋昼飯、八ツ時(時)快情、七ツ過藤川着、たばこや小兵衛泊

十五日上天気、朝七ツ時立、日出御油通り、此間三川(新)白須賀へ之内境川あり、参河・遠江の境也、七ツ時前荒井着、紀ノ伊国や弥左衛門方支度、関前相届、船渡まい坂へ暮着、川崎や久右衛門泊、夜分暖也

十六日朝七ツ時立、少雨フル、暁天鶴声聞濱松二、天龍川茶店二而四ツ時比昼飯、船渡し追々快情(時)、暮過掛川着、捻金屋泊り

十七日七ツ時立、日坂峠之餅屋二而日出、極上天気、春之心地スル也、四ツ時大井川越、此川遠江・駿河の境なり、六十八文、川二而言人百六文、駄荷式百八十文、連台不用、馬越し者人足助之、嶋田昼飯、八ツ半時岡部着、脇本陣吉田や久平泊り、至而扱方叮嚀也

十八日七ツ過出立、阿部川餅美味也、小吉田おけ酢妙也、折々少雨降、暮過中雨トナル、丸子サツタ峠八ツ過通ル、右手八大海、坂嶮ク、尤絶景也、七ツ過由比着、温沌屋四郎兵衛泊り、同夜七ツ時比快情(時)、尤扱方叮嚀也

十九日曉六ツ過立、かん原日出、今日暖気也、吉原甲州屋二而四ツ半時昼飯也、日入前三しま着、此宿上入口二千貫樋あり、是駿河・伊豆の堺也、大和屋善兵衛泊、夜九ツ過分雨降、三嶋分箱根迄之間伊豆・相模の堺あり

廿日曉六ツ時立、追々雨止ム、曇り、西風、九ツ時峠江戸屋昼飯、是

者箱根山二而兜石赤飯坂肥後立、水洗女転び猿すべりと唱へ岩石嶮シク別り、関所者峠二有之無言二而通ル也、夫今さいの河原とて大湖水浪打、尤奇妙也、都而暖和二而雪少しもなく小田原へ暮着、とらや三右衛門泊、然ル処三嶋駅馬支二而馬荷延引、峠問屋へ頼置候処、小田原へ延着、問屋方二而問違候哉、御用宿へ差置有之、廿一日朝二至り相知ル

廿一日右荷物行違二而小田原ヲ朝五ツ時出立、大磯初竹屋昼飯、極上天気、日入前藤沢江着、萬屋文蔵泊り

廿二日中山・蔭山八才領人乙右衛門召連朝六ツ時過出立、江之嶋廻り弁財天へ参詣、時八五ツ前二而干汐二付路次大よし、三社之詣で相濟、岩屋へ廻ル八岩石づたひ二而道法上之宮分三町、尤海之中之嶋二而絶景筆紙二難尽、貝細工八名物也、夫より七里之浜、但異国風二而六町疋里也、其訳鎌倉廻り八案内者式百文二而雇候、所々名所古跡数々拝見、鎌倉山麓二而中飯、夫今戸塚宿裏へ出、此間二もめづらしき所色々有之、中二も男禁制所等妙也、戸塚今程ヶ谷へ暮六ツ過着、十塚(戸)分新町へ二里余、此前二境木村相模・武蔵の境也、問氏八同日朝五ツ時馬荷御引連二而出立、昼比程ヶ谷へ着之由、一同龜屋彦兵衛泊り

廿三日朝六ツ時立、品川昼飯、備前屋也、七ツ時笠倉屋傳吉着之処、同人方客支二付忠兵衛殿方二一兩日止宿

廿四日夜傳吉方へ引移ル、同日昼後御役所へ着届、同日笠倉屋主人分下部二至迄挨拶出ス

十二月朔日將軍宣下御大札二付御勅使御登城拜見、但伝奏者大手より御祝賀二付御參向之公家衆より桔梗御門より何連も御出しなり

十一月廿八日

一才領人乙右衛門義八今日迄諸届物二相使、今朝引取候事

十一月廿五日

一白石様納人河州橋場村葭崎重助殿同日着、始終同席罷在候事

一江戸米相庭立之儀三斗五升入百俵、此石三拾五石二而何拾兩と相立、又壹兩二付米何斗替と申也、尤金六十目

十一月晦日

一元船為見分詰合四人、小船二而罷越、入船三艘改濟、夫品川陸路歸り候事

日光參詣道中記

小堀様御廻米上乘河州深野新田友次郎居合候二付雜用賄二而召連候事
正月三日朝笠倉屋傳吉方出立、草か宿二而中飯、七ツ時粕壁高砂屋彦右衛門泊、尤昨二日雪降候二付路次あしく候へ共、至而上天氣也、此宿中

四日曉出立、九ツ過くり橋御關所船渡し言人前三十二文、但武士者無錢也、此川迄武蔵、是今下総國

中田宿二而昼飯、夫古河八八万石土井大炊頭様御城下也、古河より野木迄之間下総与下野与之國境也、前八下総、向八下野、七ツ過間々田宿着、脇本陣館の良助泊扱よし

五日朝出立、九ツ時石橋宿桜屋中飯、此辺之女中男同様たちて小便又ルヲ見る、七ツ時比七万七千石余戸田山城守様、當時安之助、御城下宇都之宮白屋仙右衛門泊、当地尤繁昌、奥州と日光江之分レあり、茶屋八他^(なつ)蒞し、傳馬町二而式朱彦歩女郎也、尤台附、芸者者式朱之揚ゲ式朱者花也、但御免二者無之ゆえ飯盛与唱

六日朝出立、あられチラ〜降、落雨とけず、暫時二而止、宇都之宮より日光斗の道中故、宿々寂しく候也、乍併こゝかしこ二者女郎屋も相見へ候、九ツ時大沢宿若松や兵助中飯、大沢宿之掛り今日日光御神領なり、此所より杉並木見事二而抜空ヲ覆ふ、七ツ時日光鉢石宿紙ヤ半兵衛着泊、七ツ時前より雪チラ〜降、暮前止、此所并二今市宿二も売女御法度也

七日早朝出立、極寒國二而さむさ難堪、水木石にかゝつて氷をなす、四ツ時比清滝觀世音參詣、小堂なれ共朱塗彩色結構也、かくに坂東十八ばん下野國中禪寺

ちうぜんじ のぼりておがむ ミづ海の

うたの浜路に たつはしら浪

四ツ半比馬歸し之里、此はづれ二石之鳥居あり、是今石路にて谷間を登るなり、行事凡半道ニシ而女人堂あり、是今女人禁制也、是今不動堂まで廿五町登り、夫より本堂まで十一丁者少し下ル、本尊八觀世音男體権現、其外等靈験あらたなり、三重之塔あり、都而南向二而、前二湖水、東西三里南北壹里、例年七月一日五千人斗ツ、參詣、此湖水二而七日之行いたし、同月七日二奥之院へ參詣之事也、尤此辺雪三尺

斗積り有之候、和泉屋与申茶屋二而相休候、此外数軒之茶屋八四月比
 分登り店開キ候由、都而此辺五穀不生、日光より送り候由二御座候、
 御坊寺ヶ所有之、是分御守御札等出候、九ツ時比參詣相濟歸路二趣
 キ、女人堂より馬歸しまで之間岩石とらへしる谷の水落る音すさまし
 く、鳥の音だ二不聞冥土かと疑れ、さん悔の心ぞ起りける、但此山者
 從來旅人止宿御制禁也、此山分西へ三里行而湯元あり、此湯之奥道な
 し、九ツ時馬歸し蔦屋二而昼飯、朝焚候飯之由二候処、こらへて雪を
 食スル如し、七ツ時鉢石町旅宿へ歸着泊、此日上天氣

八日五ツ時比分御山參詣者案内人雇なり、名所旧跡等者委細難尽筆紙
 候得ば略此二、九ツ時參詣相濟紙屋半兵衛中飯之上出立、此日上天氣
 なり、鉢石町前二穢多所あり、是者江戸段左衛門同様二而日光領之頭
 也、日本国中二右二ヶ所之由申聞候、暮上徳次郎宿館の要右衛門泊、
 此上中下共徳次郎宿八至而困窮也、都而日光筋者瓦葺者稀二而、別而

宇都之宮分日光迄者瓦葺者尠軒も無之、藁葺たゞ干屋根、宮家者檜皮
 葺等也、肴者水戸より来り道法十里分三十里迄□□至而不行届也、此
 所白米壹升百三十六文斗、大坂分廿文程下直也、此宿扱方丁寧也、
 九日暁出立、四ツ半比石橋北原新田茶店二而温ぬるどん食味尤よし、惣而

日光道中者そば・うどん者名物也、大上天氣、七ツ時過小山宿着、
 丸屋磯右衛門泊

十日東雲出立、四ツ半古河通り志丁目分左へ、行程四里二して閑宿
 也、但九ツ前坂東川舟渡し賃銭平人者十六文、是迄八御代官荒井清兵
 衛様御支配所、此方分閑宿領分也、九ツ半戸根川舟渡し賃銭平人者三

十六文也、此川打越閑宿也、同刻野村勘兵衛着、此道あしく天氣上、
 城主八六万石久世大和守様なり、乍併色土二有之候故、至而寂しく
 候、夕飯支度之上夕暮寺番船乗、但言人前式百廿四文、飯代百文不
 足、吉丈代五十文也、人数五十人斗乗候由、同夜四ツ時比音船来ル、
 うどん・餅・ぞうに等賞味、十一日東雲川口着、朝支度之上小船二乗
 替、賃銭言人前五十文宛、夫より中川御番所通り、此所女乗合候時八
 御番所前より女八上陸、横道廻り候也、夫分九ツ時深川高橋より上
 り、同刻旅宿へ歸着、夜前折々少しづゝ雪雨降、今日上天氣、此御城
 下女郎なし、都而日光道中鉢石町・今市之外宿々女郎あり、台附式朱
 宿屋二寄進メ候間、泊り宿吟味二有之也
 都合九日之旅、荒者勿論、少し之雪雨もなし、極上都合

正月晦日御蔵納皆済

未立春之日鶴肉を得、祝ふて

あづま方新らたなとしをとりて、松御代万世と岩井鶴哉 間氏

此角くちま之長し首足長し千代かけて、寿者なを長し、祝ふ友鶴 同人

元旦

和氣加年留不老の初湯松ていり、なを竹よかしまた梅よとも 同
 人

二月十五日同宿之人二八九人連れにて向ウ嶋辺名所古跡へ参り候処、
 逸々筆二のべ兼候ゆへ、古歌又八強盲蛇の狂歌等二て思ひ出し候様記
 し置候事、ツ、キ此印△

覺

一紀州流し木村木岡半右衛門中風薬施し、但言人へ言服ツ、尤発日
 今三日迄之病人へ施し候事

一五月節句之朝ツゆを取置、毎日言勺程ツ、吞候八、諸病治又候事
 妙也

又手拭へツゆを取なし而懐中いたし、疵出来物等を撫候時者いゆる
 事妙也、是今医家之秘方二而重用二用ひ候也

一菊の花をむしり、能干而もミ粉二いたし、煙草之代り二用ひ勺ひよ
 く茶也、又煙草之中へまけてもよし

一やたて人之墨、酒二而すり入候八、能つく事妙なり

一奇談

一鈴木町御代官屋代増之助様御儀、御交代之趣風聞承り候二付驚人、

何卒御歎願申上、不相替御在勤被為在候様致度与出府人一同評定罷
 在候処、何連へ願出候而宜敷哉不相分、依之為御窺元鈴木町御代官

当時御勘定吟味役設案八三郎様へ今二海老江村市右衛門・葺島村保

之助兩人付込御門前瀧野屋敷御宅へ罷出候処、御用人今御差図二随
 ひ御用人居間二相控候処、御茶杯被下御叮嚀成事候也、尤此所御玄

関之左手二而御用人之居間、其又左手御近習之居間、凡御用人御近
 習共五六人も御座候様子、尤銘々共者御勝手口今通り候也、保之助

義下緒之なき脇指帯し罷出赤面之事二而、暫くあつて御前へ伺二相
 成候処、御目通り被仰付、御座敷二おゐて難有御^(容)命被仰聞

御前様二者元日今大晦日迄御日勤御登城被為在候義二付、大坂御在勤

中今格別御壯健之趣二付恐悦申上候、種々大坂御在勤中村々之事共
 細々御咄被仰聞候段、誠二一言与して相違之儀者無之、実二恐入候儀

二御座候、夫今前書一件御伺申上候処、右屋代様御召之儀者少しも御
 承知不被為在趣被仰聞候、其前今も兩人へ大鉢一ツ宛、御田葉粉益・

御菓子何連も言人毎二御出し二相成、御茶被下、御菓子等之結構言語
 二絶じ、盆之上二大杉ヲ引、其上二蒸菓子ヲ置、折のし附也、やがて

御暇願上候処、湯漬被下旨被仰聞、其上郡村へもよろしく可伝候旨
 也、夫今別之御座敷二おゐて被下候御膳八平五種、御汁皿八三種之作

身、ちよく附二而勿論珍肴賞味不斜候、其上仰二よつて御菓子・残り
 肴等持帰り候、其間に鉄砲十挺有之、其内八挺者阿蘭陀今渡り之清陽

流銃鉄砲之由御用人今御見七被下候、最早暮二及び候二付御暇申上初
 夜まへ引取候、尤右伺一件者不面白候得共、御扱之御叮嚀恐多く儀二

御座候、寸暇之俣書取置候

二月十日上野参詣之訳

積船上乗人海老江村佐市儀、講談師二而上野御坊春性院へ兼而罷出居
 候二付、同人今為頼込、今日一同罷出候処、小僧案内二而御靈屋拜

礼、是八

東照宮様御簾中并共之御簾中共相並而六殿同ク御委式柱者御厨子
 也、何連も極彩色、結構者紙上二難申尽、香の匂ひ粉々とし而極楽世

界も是二八ふで勝与被存候斗也、尤

東照宮様御靈屋八御普請中二付拝礼不相成趣、御坊之手広結構も甚敷事二候、是令御礼申上引取候、尤此一条者秘二し而、他言不可成候事

△ツヅキ

梅若塚の古句二

花にとてのけておく日そ

なかりけり 春路

梅やしき

鳥の名の都となりぬ梅やしき

春もやゝ景しきとゝのふ

月と梅 ばせを

二月十七日飛鳥山王子権現日暮し之里道鐘山等五六人連れ二而廻り候事

右出行候を見て

見物にけふかあすかと王子迄

日くらしかけて戻る道歎 問氏

飛鳥山前にて 蔭山

人多く行こふ中に知るべなき

飛鳥の後に王子二あらなん

日暮の里二而 同人

時来り人もるともにさかりなバ

花を見とれて日暮しの里

暮ぬまと思ひ切なん

こゝのさと 泉州大町村

二月十八日葭崎同道二而水天宮、麻布善福寺、目黒不動并権八小紫の比翼塚、梅やしき、夫々有天寺、又々祖父の茶屋、ふじ見台、赤坂御門前、紀州様御屋敷拜見、夫々帰宿、及暮、道法凡八里斗

せんだくを、戻りてさせる、芋おでん、おなり八むかし、いま祖父が

茶屋 問氏

其むかし、比翼桜や、かへり花 芝浦雪草

二月廿一日暁七ツ時前、青山久保町おんぜんの辺分出火し、折ふし南

風烈敷火ノ手二手二も相成、紀州様・尾張様御屋敷・其外諸屋敷方・

寺社・町家等数多焼失、翌廿二日昼前消火、尤焼原八御城分西二而四

ツ谷御門外なり、南北長凡式里余、飛火二ヶ所有之由二候

二月廿日堀ノ内妙見へ参詣二付兼而大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎

様分御頼二付、麹町七丁目喜多村解助様へ御機嫌伺二罷出候処、色々

御^(台力)態命之上酒肴等被下、詩御認之扇子頂戴、猶望二候八、何成共可

書遣旨被仰聞候二付、其後北新川米房分到来之酒肴書状相添右喜多村

様へ為持遣候、唐紙八枚へ屏風張地之積二而書を頼遣し置、今廿五日

尚又堀之内参詣之戻り貰二罷出候処、右書并外書物等被下置、年比二

御挨拶忠一郎様之無事之趣申伝へ候様御申二候事、尤右八忠一郎様御

親父二御座候、尚又堀ノ内者江戸分西甲州海道新宿分吉里半斗西南二

当り申候

二月廿六日亀井堂天神八此一両日八六十言年目之御祭礼二而、向ウ嶋

町々神□之だし数々罷出大敷賑也、尤当地地車無之、だしの已二而土台車作り二而前二牛引之人も引手掛ル也、上高く色々作り者有、中程二而鳴物二而はやす也、乍併都而上方地車坏二者中々以難及候事

登り

二月晦日笠倉屋方勘定相済

御役所も駄賃帳・添触・関所切手等願之通御下渡二付、同日八ツ時出立、夕暮坂橋宿和泉屋所右衛門着泊、然ル処添触二相当之賃錢可受取ト書認有之、是二而八相對賃錢二相成、御定メ今三ぞう倍二も相成候二付、翌三月一日早天今三人共大沢様宅へ罷出願上候処、早速御定メ賃錢二御書替被下候二付、(前)良刻板橋江引歸し候事

三月朔日朝四ツ半時和泉所出立、蕨宿中飯、七ツ半桶川着、栗原権左衛門泊、尤此日上天気、風烈敷土煙り二而相困り候処、大宮宿吉里斗こなた今雨二成、少々雷鳴

但才領人之儀者泉州兔田村上乘人九兵衛雜用二而召連候事

板橋貫目改 廿貫目宛

乗本馬式疋 明ヶ荷四ツ

かます二ツ

同日行違二相成保之助才領人式人者前書桶川二而泊、間・中山両人者前宿上ヶ尾宿二而泊

二日早朝出立、九ツ時吹上村橋や源次郎中飯、但鴻巣今熊谷迄四り八丁二立場也、九ツ過熊谷宿通り、此処大繁花之土地二し而、別而今日

八難道具等之市夥し、此処八熊谷次郎之旧領二而三十石御朱印之寺あり、当時忍城主松平下総守領分也、板橋宿今深谷宿迄竹垣三右衛門・川上金吾助御代官所、深谷宿今伊那半左衛門御代官所、此辺御料私料分分人組也、岡部村二安部河内守様御陣屋有、此処八岡部六弥太之旧跡、六ツ時本庄宿着、もろ井七兵衛泊、此日上天気二して風烈し

三日暁七ツ半時出立、冷る事寒中之如し、五ツ時前新町宿着、此手前二神奈川あり、武蔵・上野之境也、九ツ前高崎着、須原屋中飯、此所者八万式千石、松平右京之亮様御城下二而佐の涼左衛門恒世之旧跡也、八ツ前安中板倉周防守様御陣屋あり、夫今枇杷の窪と云所今相分レ馬荷八才領人付添泊場へ遣し、三人者右之立場今左へ取妙義山へ参詣、道法凡四拾丁余、境内広く結構絶景二而、勿論宮作り結構絶言語極彩色、本社八妙義権現菊之御紋、京都御宮持也、六かゝへ七かゝへ等之大木空を覆ひ候、麓二八妙義之里、宿や中二八女郎等も相見へ候、夫今暮前松みだ宿碓屋源左衛門泊、上天気

四日暁出立、上天気、五ツ時横川御関所無事相通り切手二三人与有之候付才領人吉人八通ル事不相成旨関所役人今被申、段々相断候得共、不相叶候付切手相下ヶ四人共元之門前之茶屋へ引取相談之上、才領人吉人差出し難渋之趣を以勘弁相願候儀三度二及び聞濟二相成、依之一同罷出候処、已来可心得旨被申聞相通り申候、四ツ時比碓氷峠羽根石立場休、坂本宿今此所迄廿四町登り也、夫今二里登り下りてかる井沢問屋前三枡屋中飯、尤峠半途過て権現あり、此所上野・信濃の境、是迄者安中御領分、夫今木村薰平御代官所也、此辺今浅間山みゆ、年中

絶戴^(頂)の煙り立事甚し、宝曆度七日七夜此穴の岩を吹出入、大坂杯二も折々響候由

三どくのもゆる煙の浅間山

厚きおしひできゆるばんのふ

此辺之山々残り雪有之、軽井沢より一り五丁杳掛宿、此間之野原作物樹木等も不生、柴草而已二而太成原也、一り三町追分宿貫目改あり、宿はづれ右善光寺道、左仲仙道也、馬荷引行善光寺へ参詣いたし度候付、浪花講定宿と相談之上貫目改所へ相對賃錢二而右北国道善光寺へ参詣致段願書差出し候処御聞届、夫々暮前小諸宿着巴屋六左衛門泊、追分三里半余、此日上天氣冷而、閻氏緋羅紗之煙草入落入、小諸迄之半塗二而馬くら帰り落る、怪我なし、此所牧野様御城下、駒とめて直す間もなく帰り

五日朝出立、上天氣、宿放し□之道布引觀音へ参詣、岩石がミして随分高山也、夫々田中宿へ四ツ半出、中屋源兵衛休、夫々半里海野、九ツ半上田着、但海野二里、此所者松平伊賀守御城下、問屋前二而中飯、産物之織物等買、七ツ半板木宿油屋徳兵衛泊

六日朝出立、夜前分風はけし、天氣よし、一り半とくら、夫々じゃくまく与云処真田織商店有之、此辺分ミえ候左之山八往昔老人ヲ捨し姥捨山、十三景とくら分一り半矢代^{三十三}里合の宿の篠の井追分、此手前に川あり、夫々此方八川中嶋二而往昔武田・上杉の古戦場山中勘助討死之所也、当時八多分松代之城主、真田様之御領知也、追分分丹波嶋宿迄二り六丁、丹波川船渡し相越一り行て善光寺八ツ時着、大和屋喜

兵衛泊、善光寺八此節十一年已前未年大地震・彘き病等二而変死之も^受の爲菩提御法事御執行也

七日朝参詣御経御開帳有之、夫々萬善堂二而御血脈頂戴、四ツ時出立、昨夜より雨降候処今暁二至り天氣晴、善光寺入口の左之方二両国之大守筑前国苅萱姓賀藤左衛門尉重氏公親子之旧跡寺あり、八ツ前稻荷山宿中飯、尤此洗馬道へ八篠井追分に分レ道、稻荷山分おミ江三里、此間猿がばしと而山越也、七ツ半おミ宿着、花や平右衛門泊、空曇、稻荷山中少々取継あり、左二記ス

此段去ル四日之泊巴屋六左衛門江間氏手帳間氏之分失念と存、五日之泊板木宿分飛脚を以右巴屋江書状遣し否返事取、稻荷山宿問屋二而合候筈二いたし候処、今日板木宿分使者出張居巴屋へ遣し候処、同人義不当之返答二而飛脚之名前迄書取、受取も不差出、馴御用□不審二付大坂鈴木町へ引合杯相答、坂木二於而も一同心配いたし居候間、引歸し貫度段被申候得共、談之上先方分下書之通一札認遣し、勿論大丈夫二申置候事

八日東雲過出立、夜前雨少し降、今朝天氣よし、麻績宿分青柳へ壹里十丁、此手前之道バタ二弘法大師□□□□喜一塚あり、夫々三り山麓会田宿、かりや原宿へ壹り十二丁之間二而俄二曇大あられ降、暫あつてやむ、天氣よし、九ツ前かりや原立場花や幸助中飯、壹り半山越岡田宿、松本へ壹り、松本八六万石松平丹波守様御城下、村井へ壹り半、郷原へ壹り半、洗馬へ壹り半、初夜前問や志村勘之丞着、八ツ比風吹冷る事甚し、此洗馬より御定メ賃錢二戻ル、尤此所貫目改所

也、千木方へ心付遣入、都而ケ様之改場所等二而八間屋へ罷出候宿を心掛ケ止宿いたし相談し、千木方^〇心付遣又事二候、中改二而貫目相増候時八増賃取候間、此辺相心得よろしく候

九日曉出立、冷甚敷手拭抔凍る、本山へ三十丁、贄川へ二り、此間片平村休、天気大吉、此手前之桜沢村境橋^〇尾張御領分、夫迄八松平丹波守様御預り所也、此辺^〇お六梳あり、又毛物の皮抔売、一り半奈良井、一り半藪原、此内鳥居峠、奈良井^〇三十丁登り、廿三丁下り也、

此辺之山二雪有、日影二八三尺斗も不解、又此山迄谷川之水八東へ流レ、末八丹波川江出候由、此山瀬切二而是^〇西へ流レ、末八名古屋方へ出候由、九ツ時藪原問屋前二而くしや二而中飯、都^尚而木曾の間八宿々助郷無之候二付、吉日廿五足人足廿五人何レも折帰し二而継立候得者、其外如何様之御用二而も不差出、勿論相对八格別二候、二り行宮ノ越宿、夫^〇木曾義仲之城跡あり、ふく嶋宿手前二御関所有、六ツ時福嶋俵や孫十郎泊、

十日東雲之出立、此辺至而寒所二而、出立之節江戸八梅花盛過候処、今以此辺梅花蒼も不附、今日上天氣、弥生村手前二木曾の棧橋^{カキ}あり、今者土台に石を積有之候得共、元八葛かづらを以渡し候由、依而発句に

棧や命をからむ葛かづら 芭蕉

五ツ時比弥生村休、此辺往還筋八谷川幅つたひにて眺望絶景二而江州水海^流丁子口水行之しとび米洗かし丁子ノ口ト云二も遥二劣らず候、上ケ松宿^〇拾式丁ねざめそばの名物たせや善兵衛休、是^〇右へ意丁下

り、臨せん寺口わ^〇浦嶋之釣をせし旧跡絶景也

昼廻に昼寝せふもの床の山 はせを

筏士に何をか問ん青あらし 也有翁

八ツ前須原桜屋久兵衛中飯寺^〇三十丁、野尻二り半、三留^トの七ツ過着、宮川真助泊、前ねざめ二而問氏

馬の背てねむるねざめやそばのあじ

十一日明方前出立、一り半妻こめ、木曾谷岩石之大井成を問氏

いわいしにはなしたへけり木曾の谷

此辺之梅花満開之処^〇分りがたきを 蔭山

遠く見てかをりて知る哉梅の花

朝曇候処、四ツ比^〇天氣よし、まこめまで二り之間二石枿あり、まこめ^〇廿四五町十石峠を下り信濃・美濃国境也、四ツ半落合宿ほう鼻二而中飯、八ツ半大井宿池田屋弥兵衛泊

右 善助

善光寺本堂 中 善助

左 弥生ノ前

如来

仁王門弘化末年之地震二潰レ爾今建立無之

十二日明方出立、夫^〇三り半登り下りなり、十三峠と云、深蒼ノ里立場休、此手前二名古屋・伊せ道あり、大久手宿^〇一ツ卅丁下り勝二而細くて宿^〇一り手前立場一ツ屋ノ里、琵琶峠、細くて^〇みたけ宿へ三

り十一丁、手前二居尻村土橋之右手二和泉式部之塚あり

寛仁三己未吞ぶ

いつみ式部廟所

ひとりさへ渡ればしづむ浮はしに

あとなる人八しばしとゞまれ

此外千字不分

○中飯者細久手宿、此宿去年十二月十八日火事二而過半焼失也、みたけ宿みふしみ宿迄一り五町、此宿迄尾州御領分、是今西美濃郡代岩田歙三郎様御支配所、是今並木之通り平地也、一り十六丁二而立場相生屋休、夫今太田川船渡し廿二里ニメ太田宿、尾州様出張御陣屋あり、七万石御捌之由、七ツ半着、礪ヶ谷茂六郎泊、細久手辺今女髪結様杯上方風二相成候、言者矢張違申候

十三日明方前出立、岩屋観音参詣、観音坂長坂峠打越、う沼宿迄二り遠し、少し曇、但太田川通桑名・名古屋等へ船有之、桑名へ八里也、笠松へも出候、観音之辺今眺望絶景也、鷓沼宿今加納宿迄四り八丁之丁場五り半有也、但御朱印地穢多在等除間二相成故也、加納宿今廿五町余り、前之桐通し村二奥州磐城出張陣屋有之、此辺二式万三千石斗御領分あり候由、加納宿八三万石永井肥前守様御城下二而、此最寄村里とも長者等相見へ繁花之地なり、右丁場両川並木見事二而平地なり、加納今きり余二而がうど川船渡し越がうど宿、尤中飯八加納宿問屋前二而致入、がうど宿今名所成いつめき川、小川二而橋あり、

夫今みへじ宿廿丁余り二而さわたり川船渡し、七ツ半赤坂宿大升屋平

吉泊、先程今小雨降

観音の深き御慈悲ニ太田川身の仕合と

岩やおがみつ 問氏

加納迄之丁場芝所二付、先年大坂嶋市開発ニ罷出仕付取掛り候得共、

無其儀事あり、依之

ひらけねばかゞ美濃原も見へ

わりず加納まじかく捨た鋤歙 同人

俄雨早宿りけり旅のそら 蔭山

幸と早宿りけり俄雨 同人

十四日早朝出立、曇天之処五ツ前より雨降、赤坂今垂井へ一り十三

丁、樽井井より養老瀧へ二り、同宿今関ヶ原一り半、夫今今須へ一り、

今須今柏原迄一り之間ニ美濃・江州との境、寝物語是者昔し源義経卿

奥州へ落行給ふを御側を勤めて在し時、御手を拭らし瞽女と申人御跡

を尋、此処二行暮らし、里之人家ニ止宿被遊候処、隣り家ニも御家来

江田と申人同様義経卿御尋ニ罷出止宿之処、右瞽女之里人ニ御物静を

居ながら聞、名乗合而御供いたし義経卿を尋ねに出行しゆへ、両国寝

物語と公今も分今御建被成候事と承り候、柏原今醒ヶ井迄一り半、

九ツ過着、越後屋久兵衛中飯泊、今以雨不止、夜雷鳴、此所赤かぶら

あり

笠倉屋出立之節同宿連中へ

立わかれいなばや宿を見名残りて

まつとキ君を帰り国にて 間氏

銘々共帰国を見送りて

うしろかげ見る哉霞二

はいるまで

河州大谷氏

社中今餘米壹俵年の暮に送り候而受取に其角

大黒のふまへにたらぬ年の暮

右其角の古句に競べて 間氏

大黒のふまへ程くふしる粉餅

十五日五ツ前出立、雨降、ばんバ分鳥居本へ寄り之内すり針峠あり、

向ウ少し右手に水海見ゆる、鳥居本分高宮へ一り半、中程分左へ這入

多賀大権現へ参詣、境内広くし而結構也、夫分高宮へ出、石之大鳥居

あり、凡壹里斗全廻り也、高宮棒鼻茶屋二而三人支度、尤鳥居本分天

氣快晴、^(寺) 糸ち川巾式百間斗も有之、乍併水なし、七ツ過むさ宿小松や

角右衛門泊、鳥居本宿放して松原分右手二彦根御城ミゆる、高宮より

十丁斗、此方に藤細工之在所あり、雨少し

十六日晴、六ツ前出立、^(寺) 森山へ三り半八遠し、夫分草津へ一り半、草

津姥ゲ餅屋中飯、今日上天氣四ツ半着、但閑宿費目改相済即刻乗船、

九ツ過大津上陸、七ツ前京着、三条通御幸町北へ入本屋八郎右衛門

泊、今日上天氣

十七日禁裏御所分東廻り西本願寺迄道順所々寺社拝礼、尤南禅寺前二

而中飯、暮方旅宿江帰着、上天氣

十八日五ツ時出立、小雨降、四ツ過伏見着、水屋六兵衛二而支度之上

九ツ前乗船、荷物共十式人取、今日雨甚し、暮過八軒屋着、濱屋泊

十九日天氣晴、帰村

同日帰村届并御添触・駄賃帳返上、清帳面上ケル

(以下五丁白丁)

十一月十八日駿州由比宿分国元へ書状出ス

〳廿三日国元へ書状飛脚へ出ス

〳廿八日同断 田中氏 大惣

常吉氏 宅

正月四日品物入様箱へ仕込便船へ出ス

但安次川^(寺)近傳着

正月十八日国元へ状出ス

西蔭山氏へ 宅へ 源蔵へ 大宗へ

正月十一日出大宗分之状、同廿二日着

〳廿二日出宅分之状、同廿九日着

二月四日国元へ状出ス 濱や着

宅へ 大鹿やへ 壹通

二月廿一日友瀨村上乘帰国二付書状便出ス 宅へ 羽間氏宅付

三月十六日京都夕宅へ、店走り二而出ス

(裏表紙)



【解説】

はじめに

この史料は、安政五年（一八五八）に摂津国西成郡葺島村庄屋蔭山保之助⁽¹⁾が、大坂鈴木町代官所支配の幕府領年貢米上納のため、郡中納庄屋として江戸へ赴いた際の記録として残した日記で、大阪府立大学経済・経営法律系図書室所蔵の越知家文書に含まれる史料である。

畿内幕府直轄領の本途物成のうち、米納部分の年貢米は、基本的には江戸・京・大坂の幕府蔵に改送された。こうした直轄領の年貢米は城米と呼ばれ、そのうち江戸の米蔵に納める年貢米を江戸廻米と称した。

江戸への廻米輸送には、郡中から納庄屋と上乘が選ばれ、郡中の代表として年貢上納の任務にあたる。納庄屋は江戸にて納米にあたるもので、上乘は廻船に同乗して船中の輸送米の監督・処分その他の取締りにあたる。これらの代表者は、郡中の実力者の中から適任者が決められた⁽²⁾。

安政五年に納庄屋として江戸へ赴いた蔭山保之助は、大坂より江戸への往路は東海道、復路は中山道を辿り、善光寺を経由して帰国する⁽³⁾。これは、摂津・河内国の一般的な納庄屋の旅のコースと考えられる⁽³⁾。

江戸廻米に関する旅日記は、他にも残存するが、今回特にこの史料の積文を掲載するのは、大阪府立大学所蔵の越知家文書に同年の江戸廻米関係史料が文書群として残り、同日記の記載に関連する具体的な

内容が他の史料によって傍証できること、日記の内容が詳細で当時の状況を把握するうえで興味深いことがその理由である。

この日記をたよりに、幕府御用として江戸へ赴いた蔭山保之助が、誰と連れ立ってどのような旅をし、何を記録したのかを見ることによって、旅を通じた納庄屋の任務の一端が理解できる。

摂津国西成郡稗島村について

まず、幕末期蔭山保之助が庄屋を務めた摂津国西成郡稗島村について簡単に解説を加える。『西成郡史』⁴⁾によれば、明治十九年までは村名を稗島村と書いたが、明治十九年一月三十一日に「稗」を「稗」に改めた。そして「ひえしま」を「へじま」と呼び、旧中津川と神崎川旧支流の大野川との間にあったが、淀川改修工事のち、新淀川が村内を縦断し、南北に二分された。また、岡田光代「史料紹介 摂津国西成郡稗島村天保一五年「明細帳」、他」⁵⁾によれば、元和五年（一六一九）以降近世を通じて同村は幕府領であり、天保十五年「明細帳」によると、延宝五年（一六七七）の検地では一、四五三・四五五石。その後新田開発により、安政五年（一八五八）の「村方模様書上」には合計一、四六〇・六九〇石と記載されるが、天保郷帳の一、四六五・〇二八石とは異なっている。「明細帳」に表れた同村の特徴は、三、一二五人という人口の多さと家数六八五軒の約七三％におよぶ無高層の比率であり、職業構成をみると商業・漁業の比重が高い状況であったことが記されている。また、同村は大坂鈴木町代官所の支配地

であった。

大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米の概要

日記の内容を解説する前に、越知家文書に含まれる安政五年の「江戸廻米手帳」⁶⁾に記された同年度の大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米の「郡々々高」を表1に示した。

表1 安政5年度 大坂鈴木町代官所支配幕府領の江戸廻米合計石高
(単位:石)

国名	郡名	本米	欠米	小計	本初	欠初	小計
摂津国	西成郡	6,672.9930	133.4600	6,806.4530	581.0000	17.4300	598.4300
	東成郡	2,360.2670	47.2050	2,407.4720	182.5000	5.4750	187.9750
	住吉郡	1,129.0810	22.5820	1,151.6630	80.5000	2.4150	82.9150
	豊島郡	734.3390	4.6870	739.0260	39.5000	1.1850	40.6850
	川辺郡	763.8960	15.2780	779.1740	45.0000	1.3500	46.3500
摂津国合計		11,660.5760	223.2120	11,883.7880	928.5000	27.8550	956.3550
河内国	丹南郡	643.0127	12.8600	655.8727	28.0000	0.8400	28.8400
和泉国	大島郡	1,004.1960	20.0840	1,024.2800	43.5000	1.0350	44.5350
	同 郡	626.8420	12.5370	639.3790	27.0000	0.8100	27.8100
	泉 郡	1,276.5540	25.0310	1,301.5850	55.0000	1.6500	56.6500
	南 郡	2,570.4640	51.4090	2,621.8730	111.0000	3.3300	114.3300
和泉国合計		5,478.0560	109.0610	5,587.1170	236.5000	6.8250	243.3250
三ヶ国総計		17,781.6447	345.1330	18,126.7777	1,193.0000	35.5200	1,228.5200

右記の通り、この年の大坂鈴木町御代官所支配の摂河泉幕府領の江戸廻米合計高は、本米一七、七八一石余、欠米三五五石余、合計一八、一三六石余にも及び、それ以外に、一、二二八石余の物納があった。これを十三艘の廻船で江戸へ廻送している。初船の大坂出帆は十一月二日、同月十四日品川入津、最終船の大坂出帆は十二月二十九日、正月十七日品川入津となる。

同行者と旅程

先に記した通り、納庄屋は乗船せず陸路を往復する。これに対して乗船して廻送米の監督に当たるのが上乘である。したがって、上乘は船数分の人数が必要となるが、納庄屋の数は限られる。上乘の名前を挙げると、次の通りとなる。⁽⁸⁾

初船	摂津国西成郡海老江村	重助
四番積貳	摂津国西成郡海老江村	清五郎
壱番積三	和泉国南郡礪上村	源次郎
五番積四	摂津国西成郡大和田村	清兵衛
七番積五	摂津国西成郡海老江村	友七
貳番積六	摂津国西成郡大和田村	清次郎
三番積七	摂津国西成郡野里村	善五郎
貳番積八	和泉国大鳥郡上石津村	由兵衛
三番積九	和泉国南郡礪上村	利兵衛
六番積十	摂津国西成郡海老江村	喜右衛門

八番積十一 河内国丹南郡多治井村 三右衛門
 四番積十二 和泉国大鳥郡下石津村 六郎兵衛
 九番積 摂津国西成郡海老江村 佐市
 これに対して、大坂鈴木町御代官所支配の摂河泉郡々惣代納庄屋は次の三名である。⁽⁹⁾

摂津国西成郡海老江村庄屋 間市右衛門
 摂津国西成郡礪島村庄屋 蔭山保之助
 和泉国南郡礪上村庄屋 中山元之丞

河内国の廻米も含まれるにも関わらず、同国郡中より納庄屋が出ていないのは、同国廻米の石高が米物合わせて六八五石弱と、全体の四割の割合にも満たないためであろう。

往路の同行者としては、十一月二十二日の記述に「中山・蔭山八才領人乙右衛門召連朝六ツ時過出立」とあり、才領人乙右衛門が確認できる。才領人とは、荷物運送の人夫などを司掌する者をいう。⁽¹⁰⁾ 同月二十八日の記述によれば、「才領人乙右衛門義八今日迄諸届物二相使、今朝引取候事」とあり、江戸到着後、乙右衛門は十一月二十八日に引き取つていことがわかる。

復路では、二月晦日の記述に「才領人之儀者泉州兎田村上乗人九兵衛雑用二而召連候事」とあり、才領人として泉州兎田村上乗人九兵衛が同行している。そして、この場合の才領人は荷物運送の人夫などを司掌するだけでなく、自らも雑用を務めていることがわかる。また同様に、正月三日からの日光参詣道中記に「小堀様御廻米上乘河州深野

新田友次郎居合候二付雑用賄二而召連候事」という記述もあり、廻船内監督の務めを終えた上乘は、納庄屋の「雑用」係として旅に同行するケースがあった。これらの記述によって、納庄屋と上乘の関係性も明らかである。

旅程については、表2に示したが、概略を示すと次の通りである。

十一月九日～同月二十四日―大坂～江戸（東海道）

正月三日～同月十一日―江戸～日光往復（日光街道）

三月一日～同月十九日―江戸～大坂（中山道・北国街道）

蔵納皆済の正月晦日までの期中で日光参詣を行っているのは、正月休みを利用しているためと推定される。廻船のうち品川入津から御蔵水揚・内拵⁽¹⁾までの間に正月を挟んでいるのは四番積廻船で、十二月二十八日上刻品川入津、正月十日水揚、同月十二日内拵、積合せの納初については、正月十二日に小菅御蔵に水揚、翌日内拵している。つまりこの間、蔵納業務は休みとなる。

ここまで同行者及び旅程の概要を見てきたが、次にこの日記の内容を時刻・地理・物価・風俗・慣例・その他特記事項の項目に分けて紹介する。

時刻に関する記述

この日記においては、ほぼ毎日出立時刻、及び到着時刻が記録されている。詳細は前記旅程表を参照いただきたい。往路と復路及び日光参詣道中で若干違うのは、往路は出立時刻が正確に記録されている

が、復路及び日光参詣道中では、「朝」「暁」「東雲」「明け方」「早朝」といったおおまかな記述が比較的多い。これは往路が蔵納前であり、その心境の緊張感を物語っていて、紛議の際の裏付け資料として日記を意識しているとも考えられる。また、正月晦日蔵納皆済後の日記には、短歌や俳句が散見されることから、復路の道中には往路にはない遊山気分が表れていることが感じられる。⁽²⁾

いずれにしても、往路・復路とも夜明け前に宿を出立し、日没前に宿へ入る場合がほとんどで、歩行距離は一日四〇キロメートル前後である。

地理に関する記述

地理に関して、国境や所領・支配に関する記述が多数あるのも、この日記の特徴である。本文の該当部分を表3、表4にまとめた。

公務の性格上、国境や所領を把握することは、道中で問題が起った場合に、支配的側面からの問題解決において重要な情報であろう。

これは年貢米廻送中の廻船においても同様である。越知家文書に含まれる同年の「浦御触写」においては、「津々浦々二おゐて入津出帆之時日其所二滞船之始末日帳二記し、早々出帆可為致候、且自然逢難風二候節者早速助船差出、御米大切二いたし置、其最寄御代官江訴出差図受可取斗候」という触書がある。つまり、廻船の津々浦々においての入津出帆について、その日時・場所・状況を船中日帳に記し置き、海難時にはすぐに助船を差出すとともに、最寄りの代官へ連絡の

表2 安政5年摂津国西成郡釋島村納庄屋蔭山保之助江戸廻米道中旅程表

日程	出発地	時刻	経由地	昼飯地	宿泊地	時刻
11月9日	八軒屋：境源	夜五ツ時			(船中泊)	
11月10日	枚方	暁	伏見・大津	伏見：津の国屋	草津：相原十右衛門	西明り之内
11月11日	草津	暁	水口	水口	土山：大黒屋長兵衛	暮前
11月12日	土山	七ツ時	龜山	龜山：松屋	四日市：帯屋七郎右衛門	日の入
11月13日	四日市	七ツ時	桑名		宮：紀の国や易尾右衛門	七ツ過
11月14日	宮	七ツ時	鳴海・池鯨鯢	池鯨鯢：山形屋	藤川：たばこや小兵衛	暮
11月15日	藤川	七ツ時	御油・仁川・白須賀・新居		舞坂：川崎や久右衛門	暮過
11月16日	舞坂	七ツ時	浜松	天龍川茶店	掛川：捻金屋	八ツ半時
11月17日	掛川	七ツ時過	日坂峠・大井川・島田	島田	岡部：脇本陣吉田や久平	七ツ過
11月18日	岡部	六ツ時過	阿部川・丸子		由比：温池屋四郎兵衛	日入前
11月19日	由比	六ツ時	蒲原・吉原	吉原：甲州屋	三島：大和屋善兵衛	暮
11月20日	三島	五ツ時	箱根山	箱根峠：江戸屋	小田原：とらや三右衛門	日入前
11月21日	小田原	六ツ時過	大磯	大磯：初竹屋	藤沢：万屋文蔵	暮六ツ過
11月22日	藤沢	六ツ時	江之島・鎌倉・戸塚	鎌倉山麓	程ヶ谷：亀屋彦兵衛	七ツ時
11月23日	程ヶ谷		品川	品川：備前屋	浅草：忠兵衛方	
11月24日	浅草				浅草：笠倉屋傳吉	
1月3日	浅草：笠倉屋傳吉	朝	草加	草加	粕壁：高砂屋彦右衛門	七ツ時
1月4日	粕壁	暁	栗橋・中田・古河・野木	中田	飯田：脇本陣館の良助	七ツ過
1月5日	飯田	朝	石橋	石橋：桜屋	宇都之宮：白屋仙右衛門	七ツ時
1月6日	宇都之宮	朝	大沢	大沢：若松や兵助	鉢石：紙や半兵衛	七ツ時
1月7日	鉢石	朝	日光参詣	馬場し之里：鳶屋	鉢石：紙や半兵衛	七ツ時
1月8日	鉢石	五ツ時	日光参詣	鉢石：紙や半兵衛	徳次郎：館の要右衛門	暮上
1月9日	徳次郎	暁	石橋	石橋：北原新田茶屋	小山：丸屋礪右衛門	七ツ時
1月10日	小山	東雲	古河・関宿		(船中泊)	
1月11日	川口(着)	東雲	中川御番所・深川高橋		浅草：笠倉屋傳吉	九ツ時
2月10日	浅草		上野			
2月15日	浅草		向嶋			
2月18日	浅草		水天宮、麻布善福寺、目黒不動并権八小紫の比翼塚、梅やしき、有天寺、祖父の茶屋、ふじ見台、赤坂御門前、紀州様御屋敷			

表2 安政5年摂津国西成郡榑島村納庄屋蔭山保之助江戸廻米道中旅程表

日程	出発地	時刻	経由地	昼飯地	宿泊地	時刻
2月20日	浅草		堀ノ内妙見			
2月26日	浅草		亀井戸天神			
2月晦日	浅草	八ツ時				夕暮
3月朔日	板橋	四ツ半時	藤	藤	板橋：和泉屋所右衛門	七ツ半
3月2日	桶川	朝	吹上・鴻巣・熊谷・深谷・岡部	吹上：橋や源次郎	桶川：栗原権左衛門	六ツ時
3月3日	本庄	暁七ツ半時	新町・高崎・安中・妙義山	高崎：須原屋	松井田：錠屋源左衛門	暮前
3月4日	松井田	暁	横川・碓氷峠・坂本・軽井沢・沓掛・追分	軽井沢：三枿屋	小諸：巴屋六左衛門	暮前
3月5日	小諸	朝	田中・海野・上田	上田：問屋前	板木：油屋徳兵衛	七ツ半
3月6日	板木	朝	戸倉・矢代・篠ノ井追分・丹波嶋		善光寺：やま屋喜兵衛	八ツ時
3月7日	善光寺	朝	萬善堂・稻荷山・篠ノ井追分	稻荷山宿	麻績：花や平右衛門	七ツ半
3月8日	麻績	東雲過	青柳・会田・刈屋原・岡田・松本・村井・郷原	刈屋原立場花や幸助	洗馬：問や志村勘之丞	初夜前
3月9日	洗馬	暁	本山・鷺川・奈良井・藪原・宮ノ越	藪原：問屋前くしや	福嶋：俵や孫十郎	六ツ時
3月10日	福嶋	東雲	弥生村・上ヶ松・須原・野尻	須原：桜屋久兵衛	三留野：宮川真助	七ツ過
3月11日	三留野	明方前	妻籠・馬籠・落合	落合：ほう鼻	大井：池田屋弥兵衛	八ツ半
3月12日	大井	明方	大久手・細久手・御嶽・伏見	細久手	太田：礮ヶ谷茂六郎	七ツ半
3月13日	太田	明方前	鶴沼・加納・河渡・美江寺	加納：問屋前	赤坂：大升屋平吉	七ツ半
3月14日	赤坂	早朝	垂井・関ヶ原・今須・相原・醒ヶ井	醒ヶ井：越後屋久兵衛	醒ヶ井：越後屋久兵衛	九ツ過
3月15日	醒ヶ井	五ツ前	鳥居本・高宮		武佐：小松や角右衛門	七ツ過
3月16日	武佐	六ツ前	守山・草津・大津・京	草津：姥ヶ餅屋	三条通御幸町北へ入：本屋八郎右衛門	七ツ前
3月17日	三条通御幸町北へ入		禁裏御所・西本願寺・南禅寺	南禅寺	三条通御幸町北へ入：本屋八郎右衛門	暮方
3月18日	三条通御幸町北へ入	五ツ時	伏見		八軒屋：濱屋	暮過
3月19日	八軒屋				摂津国西成郡榑島村帰村	

表3 国境に関する記述一覧

No.	記録日	地区	地点	記述内容
1	11月11日	土山～坂の下	猪鼻花屋	此所迄近江国、是は伊勢国也
2	11月13日	桑名～宮	(乗船)	此海伊勢・尾張の境也
3	11月14日	宮～鳴海	安野村堺川	尾張・参河の境也
4	11月15日	二川～白須賀	境川	参河・遠江の境也
5	11月17日	大井川越	大井川	此川遠江・駿河の境なり
6	11月19日	三島	千貫樋	是駿河・伊豆の堺也
7	11月20日	三島～箱根		伊豆・相模の堺あり
8	11月22日	戸塚～新町		此前二境木村相模・武蔵の境也
9	1月4日	栗橋関所船渡し		此川迄武蔵、是は下総国
10	1月4日	古河～野木		下総与下野与之国境也
11	1月5日	宇都宮		奥州と日光江之分れあり
12	3月3日	新町	神奈川	武蔵・上野之境也
13	3月4日	碓氷峠	権現	此所上野・信濃の境
14	3月11日	馬籠～落合	十石峠	信濃・美濃国境也
15	3月14日	今須～柏原		美濃、江州との境

表4 所領・支配に関する記述一覧

No.	記録日	地区	記述内容
1	1月4日	中田宿～古河	八万石土井大炊頭様御城下
2	1月5日	宇都宮	七万七千石余戸田山城守様、当時安之助、御城下
3	1月10日	古河～関宿	是迄八御代官荒井清兵衛様御支配所、此方は関宿領分也〔中略〕城主八万石久世大和守様なり
4	3月2日	熊谷	当時忍城主松平下総守領分也
5	3月2日	板橋～鴻巣	竹垣三右衛門・川上金吾助御代官所
6	3月2日	深谷は	伊奈半左衛門御代官所、此辺御料私料分入組也、岡部村二安部河内守様御陣屋有
7	3月3日	高崎	此所者八万貳千石、松平右京之亮様御城下
8	3月3日	安中	板倉周防(主計)守様御陣屋あり
9	3月4日	碓氷峠	是迄者安中御領分、夫は木村薫平御代官所也
10	3月4日	小諸	此所牧野様御城下
11	3月5日	上田	此所者松平伊賀守御城下
12	3月8日	松本	六万石松平丹波守様御城下
13	3月9日	費川	此手前之桜沢村境橋は尾張御領分、夫迄八松平丹波守様御預り所也
14	3月12日	伏見	此宿迄尾州御領分、是は西美濃郡代岩田鉄三郎様御支配所
15	3月12日	太田	尾州様出張御陣屋あり
16	3月13日	加納	前之桐通し村二奥州磐城出張陣屋有之、此辺二貳万三千石斗御領分あり候由、加納宿八万石永井肥前守様御城下

上、指図を仰ぐことを通達している。

物価に関する記述

物価に関しては、別に「出府二付諸入用其外諸事控⁽¹⁾」という史料に詳細に掲載されている。しかし、本稿では、あくまで日記に取り上げられた記述のみ抽出し、表5にまとめた。

川渡しに関しては、1番の大井川越の出費が大きい。六八文の基本料金とは別に、川にて一人一〇六文、荷駄二八〇文を要した。9番の関宿から川口までの二四〇文という川船料金は、距離もあり夜船でもあるからだろう。「吉丈代五十文」とは敷物の料金であろうか。続く記述によれば、「人数五十人斗乗候由、同夜四ツ時比音船来ル、うどん・餅・ぞうに等賞味」とある。船は五〇人乗りで、夜十時頃には、うどん・餅・ぞうなどを売る音船が来たことがわかる。

2番の鎌倉見物の案内料金であるが、二〇〇文となっている。次項で紹介するが、日光でも案内者を雇っているが、料金の記述はない。

二番の「台附」は「だいづけ」と呼ぶ。これは、江戸時代、寺社で行われた公許の富くじである本富（ほんとみ）の当たり番号を、そのまま自分たちのくじの当たりときめた小規模の富くじである。日光山は困窮を理由に、東叡山寛永寺とともに文化九年（一八一二）より府内三ヶ所（感心寺・目黒不動滝泉寺・湯島天神別当喜見院）で、公許の「両山御救富」を毎月行った。公許の富は天保十三年（一八四二）に全面禁止となるので、この時期にはないが、富興行が行われた

時代の名残で、「台附」と称して隠富が行われていたのであろう。代金は二朱（一両の八分の一）であるから、結構な直段である。

風俗に関する記述

先述の物価の部分にも風俗的記述は含まれるが、それ以外の記述についてまとめたものを表6として掲載する。

1番の「男禁制所」とは、駆け込み寺として有名な東慶寺と考えられる。

日光道中の宇都宮などでは女郎に関する記述があつたが、3番の記述によれば、日光山の今市・鉢石両所では売女は御法度であつた。

日光山は江戸後期、経済的に困窮を極める。このため、文化年間に先述のとおり御免富を許され、上野の東叡山寛永寺とともに「両山御救富」を開始する。こういった事情が5番の近隣地区の屋根の素材にも表れ、宇都宮から日光まで瓦葺の家は一軒もなく藁葺のみで、宮家ですら檜皮葺等と記している。

7番の亀戸神社の祭礼の山車について、その賑わいに感嘆しながらも、上方の地車には及び難いという記述や、8番の細久手より女性の髪型が上方風になるが、言葉はやはり違うという記述は、東西文化比較の具体的な証言として興味深い。

表5 物価に関する記述一覧

No.	記録日	地区	商品	価格に関する記述
1	11月17日	大井川越	渡賃	六十八文、川二而忝人百六文、駄荷忝百八十文
2	11月22日	鎌倉	案内者	忝百文二而雇候
3	1月4日	栗橋	関所船渡し	忝人前三十二文、但武士者無錢也
4	1月5日	宇都宮傳馬町	女郎	忝朱忝歩（「忝歩忝朱」の誤りか）
5	1月5日	〃	芸者	忝朱之揚ゲ忝朱者花也
6	1月8日	徳次郎	白米忝升	百三十六文斗、大坂ノ廿文程下直也
7	1月10日	古河～関宿(坂東川)	舟渡し賃錢	平人者十六文
8	1月10日	関宿(利根川)	舟渡し賃錢	平人者三十六文
9	1月10日	関宿～川口	船賃	忝人前忝百廿四文、飯代百文不足、忝丈代五十文也
10	1月11日	川口～深川	船賃	小船二乗替、賃錢忝人前五十文
11	1月11日	日光道中	台附	忝朱宿屋二寄進メ候間、泊り宿吟味二有之也

表6 風俗に関する記述一覧

No.	記録日	地区	記述内容
1	11月22日	戸塚宿裏	此間ニもめづらしき所色々有之、中ニも男禁制所等妙也
2	1月5日	石橋	此辺之女中、男同様たちて小便スルヲ見る
3	1月6日	日光鉢石宿	此所并ニ今市宿ニも売女御法度也
4	1月8日	日光	御山参詣者案内人雇なり
5	1月8日	日光	都而日光筋者瓦葺者稀ニ而、別而宇都之宮ノ日光迄者瓦葺忝軒も無之、藁葺たけ、屋根宮家者檜皮葺等也
6	1月11日	川口	朝仕度之上小船二乗替、〔中略〕夫より中川御番所通り、此所女乗合候時八御番所前より女八上陸、横道廻り候也
7	2月26日	亀戸天神	亀井堂天神、此一兩日八六十忝年目之御祭礼ニ而向ウ嶋町々ノ神□之だし数々罷出大き賑也〔中略〕乍併都而上方地車杯二者中々以難及候事
8	3月12日	細久手	細久手辺ノ女髮結様杯上方風ニ相成候、言者矢張違申候

慣例に関する記述

ここでは、廻米納人がその務めに関して慣例として行った事例の記述について取り上げる。

・江戸米相庭立之儀三斗五升入百俵、此石三拾五石二而何拾両と相立、又壹両二付米何斗替と申也、尤金六十目

これは十一月二十五日の記述であるが、江戸の米相場建ての基準を記述したもので、三斗五升入百俵を基準とし、すなわち三十五石で何拾両、また壹両二付米何斗替という具合に値付けをする。この場合の金銀レートは金六十目とすることが記される。

・元船為見分詰合四人、小船二而罷越、入船三艘改済、夫今品川陸路帰り候事

これは十一月晦日の記述であるが、十一月二十五日に蔵納が終了した初船は別として、この日品川には「四番積式」(十一月二十六日品川入津、十二月四日水揚)、「壹番積三」(十一月二十六日品川入津、十二月七日水揚)、「五番積四」(十一月晦日品川入津、十二月九日水揚)の三艘の廻船が停留している。これら三艘の廻船へ浅草より小船で向い、確認の上、陸路を浅草まで引き返したことが記されている。⁽¹⁷⁾

・(蔵納皆済後、帰国に際し)御役所分も駄賃帳・添触・関所切手等願之通御下渡二付(中略)添触二相当之賃銭可受取ト書認有之、是二而八相對賃銭二相成御定メ分三ぞう倍二も相成候二付、翌三月一日早天分三人共大沢様宅へ罷出願上候処、早速御定メ賃銭与御書替被下候二付

これは二月晦日の記述である。右文面にある「添触」とは、注1に

記したように、蔵納終了後に所轄代官屋代増之助様江戸御役所に宛てて郡中惣代の連名で願い出た帰国道中の関所通札などに関する便宜手配の依頼状のことである。⁽¹⁸⁾これに依りて屋代増之助手代田中楠之進・大澤幸右衛門の連名で、帰坂に際して、大坂鈴木町御役宅まで御用書物持ち運びのため、御定賃銭での継立に關し差支えなく取り計らうように記した触書が、関所切手や駄賃帳とともに下げ渡される。書面の宛先は「中山道板橋宿分大津宿迄、夫今大坂まで、右宿々問屋・年寄中」となっている。しかし、下げ渡された添触には「相当之賃銭」と

記され、これでは相對賃銭と解釈できるので、三倍もの料金となり、急遽手代大沢様宅へ引き返して御定賃銭に書き直してもらったという。この記述から、納庄屋が江戸から帰坂する際には、所轄代官江戸役所に添触・関所切手・駄賃帳などが下げ渡されたことがわかる。

・(追分)馬荷引行善光寺へ参詣いたし度候付、浪花講定宿と相談之上實目改所へ相對賃銭二而右北国道善光寺へ参り度候付小諸宿江継立之義願書差出し候処、御聞届(中略)洗馬より御定メ賃銭二戻ル

これは三月四日の記述であるが、前項目に記した添触に、続けて「口上書願」と記された記録がある。これを読むと、復路において善光寺参詣を志願する旨が記され、ついては、大切な御用書物も手放し難いので同様に北国街道へ持参するが、中山道洗馬宿までは相對賃銭を払う条件で参詣許可を追分宿實目改所へ願い出ている。

つまり、善光寺参詣はあくまでも任意のもので、これに係る旅程は

相對相對賃錢を払う慣例であつた。

・(洗馬)此所費目改所也、千木方へ心付遣入、都而ケ様改場所等二而八間屋へ罷出候宿を心掛ケ止宿いたし相談し、千木方 心付遣入事二候、中改二而費目相増候時八増賃取候間、此辺相心得よろしく候これは三月八日の記述である。荷駄の費目改所では間屋へ顔を出している宿に止宿し、相談のうえ千木方(荷駄を計量する人)に心付を遣わす慣例であつた。

・尚又木曾の間八宿々助郷無之候二付忝日廿五疋人足廿五人何レも折歸し二而継立候得者、其外如何様之御用二而も不差出、勿論相對八格別二候

これは三月九日の記述である。木曾道中は助郷がなく、いかなる御用でも例外なく二十五匹の馬と二十五人の人足が日々折り返して継立にあたる。しかし、相對であれば話は別であつた。

その他特記事項

・積船上乗人海老江村佐市儀講談師二而上野御坊春性院へ兼而罷出居候二付、同人分爲頼込、今日一同罷出候処、小僧案内二而御靈屋拜礼これは二月十日の記述である。上乘佐市とは、前記のとおり九番積廻船に同乗した摂津国西成郡海老江村佐市のことである。この佐市が講談師であり、その關係で上野御坊春性院へかねてから出向いていた経緯があり、佐市に頼んで小僧の案内で上野東照宮様御靈屋を拜礼に出向いたというのである。しかし、肝心の御靈屋は御普請中で拜礼は

できなかつたが、「極楽世界も是二八ふで勝る被存候斗也」と一同はこの参詣に大満足で、しかし末尾には「他言不可被成候事」と記している。芸能者の人的交流の広さを窺わせるくだりである。

・兼而大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎様分御頼二付、麹町七丁目喜多村解助様へ御機嫌伺二罷出候

これは二月二十日の記述で、大坂鈴木町御役所詰喜多村忠一郎様の依頼で、御親父の江戸麹町七丁目喜多村解助様へご機嫌伺に出向いたという文面である。これは代官所と郡中村役人との關係の深さを示す事例といえる。この時、一同は酒肴をはじめ、手厚いもてなしを受けている。

同じく二月二十日のことであるが、この在府中に代官屋代増之助様交代の風聞を聞き、郡中納庄屋海老江村市右衛門と蕪島村保之助両人が、以前の大坂鈴木町代官で、当時勘定吟味役であつた設楽八三郎様宅へ屋代様在勤の歎願に出向いている。その様子が日記中に「一奇談」として記されている。設楽八三郎様は屋代増之助様の交代について聞き及ばず、両人は不面目の思いを抱き引き取るが、この時も御菓子や御膳のもてなしを受けている。「一奇談」という表題からして珍しい出来事であることは事実だが、これも代官と郡中の關係の深さを物語る記述である。

・横川御関所切手三三人与有之候付才領人吉人八通ル事不相成旨関所役人分被申、段々相断候得共、不相叶候付切手相下ケ四人共元之門前之茶屋へ引取相談之上、才領人吉人差出し難洪之趣を以勘弁相願候儀

三度二及び聞濟二相成、依之一同罷出候処、巴来可心得旨被申聞相返^(編)り申候

これは三月四日の関所通行に関する記録である。横川関所にて通行人が才領人含めて四人のところ、関所切手に三人と記されていたので、才領人の通行が許されなかった。四人で門前茶屋へ引き返し、才領人一人で三度にわたり歎願したところ、以後よく心得るようにと申し聞かされて、通行が許可された。関所通行の実際を物語る事例として興味深い。

・(浅間山)年中絶戴^(頂)煙り立事甚し、宝暦度七日七夜此穴岩を吹出、大坂杯二も折々響候由

これは三月四日のかなり大げさな記述であるが、宝暦年間に浅間山の噴火があり、その音が大坂まで響いたことを記している。

・去ル四日之泊巴厘六左衛門江間氏手帳失念と存、五日之泊板木宿分飛脚を以右巴厘江書状遣し否返事取、稲荷山宿問屋二而出合候筈二いたし候処、今日板木宿分使者出張居巴厘へ遣し候処、同人義不当之返答二而飛脚之名前迄書取、受取も不差出、馴御用□不審二付大坂鈴木町へ引合杯相答、坂木二於而も一同心配いたし居候間、引歸し貫度段被申候得共、談之上先方下書之通一札認遣し、勿論大丈夫二申置候事

これは三月七日の記述である。旅の道中には様々なことが起こる。

この出来事は遺失物に関する騒動である。三月四日、海老江村間市右衛門は、小諸宿巴厘六左衛門宿にて手帳を忘れる。板木宿油屋徳兵衛

方にてそれに気づいた市右衛門は、飛脚に書面を託して、稲荷山宿でその返事を受け取る手筈を整える。しかし、小諸宿の巴厘では、飛脚に対し宛名が違う、大坂の鈴木町代官所に問い合わせるなどと言つて信用せず、飛脚の名前を書きとめ、受取りも差し出さなかった。板木宿では問屋役人一同がこれを心配し、一行が向かった稲荷山宿へ出向いて板木宿まで引き返すか、遺失物の件で飛脚及び宿場問屋役人に迷惑をかけない旨の覚書を書いてくれるように持ちかけられ、一札を認め違わすことになる。この日市左衛門は災難の連続で、追分より小諸までの道中で、鞍が馬から滑り落ち、緋羅紗の煙草入れを落としてしまったという記述も日記に残されている。

最後に本稿作成にあたり、大阪府立大学経済学部岡本光代准教授、及び同大学学術情報センター図書館大久保加織氏に、史料閲覧、掲載許可に際してご教示・ご配慮いただいたことを記し、謝意を表す。

注

(1)「日記」の表紙には「蔭山」の姓が記されているが、一方、史料群の中に、蔵納終了後に所轄代官屋代増之助様江戸御役所に宛てて郡中惣代の連名で帰国道中の関所通札の御添触などを願ひ出た「乍恐口上」がある。この差出人には、摂州西成郡葺嶋村「庄屋保之助」の名前がある。また、同じ史料群には、湊詰庄屋の連名で積立の際の拵廻し仕法についての留意事項を納庄屋に連絡するための十一月十七日付けの書簡が残り、その宛名の一つに「蔭山保之助」の氏名が記されている。これらを総合すると、安政五年の葺嶋村庄屋は「蔭山保之助」で

あることが判明した。

- (2) 当館所蔵の河内国若江郡御厨村加藤家文書には安政五年八月付の「御廻米取締書」があり、その中の記述に「御米上乘之儀、去午年被仰渡候通り高拾石以上所持実体成百姓差遣申度候」とあり、前安政四年に持高十石以上の本百姓を対象に上乘を選ぶように仰せ渡されている。同史料によると、納庄屋については「御廻米納庄屋之儀は亦実体成もの見立、追而御届奉申上度候」とあり、郡中の実力者で実態にそぐう者を選ぶように決められていた。また、『布施市史』第二巻（布施市役所、昭和四十二年）には、郡中の利便のため、納庄屋や上乘を出す郡中が重複しないように調整をはかったと記されている。
- (3) 当館所蔵の河内国若江郡御厨村加藤家文書に含まれる安政五年に信楽代官所支配幕府領に関する江戸廻米の史料を見ると、納庄屋加藤勘左衛門は、やはり往路は東海道、復路は中山道を利用し、途中で善光寺に寄っている。
- (4) 大正四年、大阪府西成郡役所編纂・発行
- (5) 大阪府立大学歴史学研究会『歴史研究』第三三号（大阪府立大学、平成七年）
- (6) 「江戸御廻米手帳」は、大阪府立大学経済学部図書室所蔵の越知家文書に含まれる「江戸御廻米郡中納一件」と題された袋入史料群の中の一点である。
- (7) 年貢米の欠減を補うための予備米のこと。（日本経済史研究所『日本経済史辞典』日本評論社、昭和十五年）
- (8) 前掲「江戸御廻米手帳」に掲載。
- (9) 注1に示した「乍恐口上」には、摂州西成郡禰嶋村「庄屋保之助」の名前とともに、「摂州西成郡海老江 庄屋市右衛門」「泉州南郡礪上村 庄屋元之丞」の名前がある。また、同じく注1に示した十一月十七日付の書簡には、「蔭山保之助」とともに、「間市右衛門」「中山元之丞」の氏名が記載されている。
- (10) 日本経済史研究所『日本経済史辞典』（日本評論社、昭和十五年）
- (11) 江戸時代、年貢を納めるとき、量目不足の儀に、米を補充して整えること。（日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』、小学館、昭和四十九年）
- (12) 一例を示すと、復路の日記に、「細くて分みたけ宿へ三十一丁、手前二居尻村土橋之右手二和泉式部之塚あり」として、「寛仁三己未香いづみ式部廟所 ひとりさへ渡ればしづむ浮はしに あとなる人八し ばしとゞまれ」と刻まれた碑文の文字を克明に筆写している。和泉式部は寛仁三年（一〇一九）、東山道の旅の途中で病にたおれ、この地で没したといわれる。
- (13) この史料は「江戸御廻米手帳」と同様に、越知家文書に含まれる「江戸御廻米郡中納一件」と題された袋入史料群の中の一点である。
- (14) 日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』（小学館、昭和四十九年）
- (15) 滝口正哉『江戸の社会と御免富』（岩田書院、平成二十一年、一一〇頁）
- (16) 前掲「江戸御廻米手帳」による。
- (17) 廻船に積載された年貢米は、品川にて川船で瀬取りされ、浅草まで運ばれる。
- (18) この「乍恐口上」と題された添触願も越知家文書の中に写しが残る。